

指定管理者申請者評価会議の傍聴に関する内規

1 趣旨

この内規は、新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅指定管理者申請者評価会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴定員

会議の傍聴定員は、10名以内とする。

3 傍聴手続き

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式1）を受け取る。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他会議を妨害、または議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

5 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

6 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、事務局がこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

7 その他

この内規に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別記様式 1

新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅
指定管理者申請者評価会議 傍聴券

傍聴番号

年 月 日開催分
